

## 公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会 学術委託研究費支給規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会（以下「本学会」という）会員の予防医療（人間ドック健診等）及び人間ドック学の発展に資する研究ないしは当面の人間ドック・予防医療学会として必要なエビデンスの構築を奨励し、支援することを目的とする。

### (委託研究の種別)

第 2 条 この規程における学術委託研究は、次のとおりとする。

- (1) 指定研究：本学会が指定する研究項目に該当する内容
- (2) 一般研究：指定研究に含まれない内容

### (委託研究費の申請および委託研究金額)

第 3 条 委託研究費の申請は別に定めた所定要式に従い、本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会委員長へ申請する。

- 2 年間の委託研究金額は、当該年度の予算に従う。

### (委託研究費支給の期間)

第 4 条 支給を受けた委託研究費の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

- 2 前項にかかわらず、研究の期間が複数年度にわたる場合や、委託研究費を複数年度にわたって受けようとする場合は、単年度毎に同一研究の内容にて委託研究費の申請をすることができる。但し、選考は毎年行われ、継続して採択されるとは限らない。

### (委託研究費支給の決定)

第 5 条 委託研究費支給者の決定にあたっては、委託研究代表者は個人正会員、施設会員に籍を置く職員であること。

- 2 委託研究費支給者及び支給金額の決定は、本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会と当委員会から依頼された役員等における事前審査の結果を基に、理事会にて承認する。

### (委託研究費の交付)

第 6 条 前条に基づいて決定された、委託研究費を受ける者（以下、「受給者」という。）への支給交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

(承認等の事項)

第 7 条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会に申請し、理事長・副理事長等執行役員会議または理事会の承認を得なければならない。

- (1) 委託研究費支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき
- (2) 委託研究費支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、委託研究費の申請に際して、提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の義務)

第 8 条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 委託研究費支給の対象となった研究の完了
- (2) 委託研究費の適正な管理、用途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出（終了後 2 ヶ月以内を原則とする）
- (4) 法令、本学会諸規程および研究倫理の順守

(出版物等)

第 9 条 受給者は、委託研究費支給の対象となった研究に関連して作成する成果物および新聞、マスコミ等への発表時には、当該研究が本会の支給を受けた旨を明記するとともに、その写し等を提出しなければならない。

(成果の公開)

第 10 条 委託研究費を受けた研究による成果は、学術論文として研究終了後、6 か月以内に公表するよう努めなければならない。公表にあたっては本学会英文誌「Journal of Ningen Dock and Preventive Medical Care」へ投稿することを原則とする。英文誌への投稿が困難な場合には、状況確認の上、本学会和文誌「日本人間ドック・予防医療学会誌」への投稿も可とする。やむを得ない事由により公表ができない場合は、理由書を本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会へ提出し、理事長・副理事長等執行役員会議または理事会の承認を得なければならない。また学術大会にて研究成果発表等をして頂く場合がある。

なお、委託研究費の投稿論文における和文表記は日本人間ドック・予防医療学会学術委託研究、英文表記は Research grant commissioned by Japan Society of Ningen Dock and Preventive Medical Care とする。

(理事長・副理事長等執行役員会議または理事会への報告)

第 11 条 本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会委員長は、受給者からの研究報告書の提出を受けた後、研究成果の概要を理事長・副理事長等執行役員会議または理事会へ報告する。

(委託研究費支給の取り消し)

第 12 条 本学会の健診の有用性に関する研究・論文活性化委員会委員長は、受給者が第 8 条に定める義務を果たせないと認めたとき、理事長・副理事長等執行役員会議または理事会の決議により、委託研究費支給の決定を取り消すことができる。

2 第 1 項による取り消しを受けた者で、既に委託研究費の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して 30 日以内にその金額を返還する事を原則とする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めない事項については、本学会理事会の決議によりこれを決定する。

(規定の改廃)

第 14 条 この規程の改廃にあたっては、本学会理事会の承認を要する。

(付 則)

第 15 条

本規程は 2020 年 12 月 17 日から施行する。

2 本規程は 2021 年 3 月 25 日から施行する。

3 本規程は 2024 年 4 月 1 日から施行する。